

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例
第5条第1項の規定による不燃化重点対策地区の指定に関する要綱

平成28年12月19日川ま防第123号

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成28年川崎市条例第89号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、市長が不燃化重点対策地区を指定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(不燃化重点対策地区の指定基準)

第3条 条例第5条第1項の規定に基づく不燃化重点対策地区の指定は、次のいずれかに該当する地区から行うものとする。

- (1) 地震被害想定調査等の結果において、火災の延焼リスクが想定される地区のうち、特に人的及び物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区。
- (2) 市街地の特性や周辺の状況により、前号に準ずると認められる地区。

附 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。